

阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

第 1 号

平成 29 年 6 月 6 日（火曜日）

場所：委員会室

開 会 13 時 00 分 ～ 閉 会 13 時 42 分

委員会に付した事件

平成29年 6 月 6 日開会平成29年第 2 回阿武町議会定例会より付託された案件
の審議

出席委員

委 員 長	7 番	中	野	祥 太 郎
委 員	1 番	小	田	高 正
〃	2 番	長	嶺	吉 家
〃	3 番	白	松	博 之
〃	4 番	西	村	良 子
〃	5 番	田	中	敏 雄
〃	6 番	小	田	達 雄
議 長		末	若	憲 二

欠席委員 な し

出席説明者

町 長	花 田 憲 彦
教 育 長	小 田 武 之
総務課長	中 野 貴 夫
住民課長	工 藤 茂 篤
民生課長	梅 田 晃
経済課長	野 原 淳
施設課長	田 中 達 治
教育委員会事務局長	金 田 浩 祐
出納室長	三 好 由 美 子
福賀支所長	小 野 裕 史
宇田郷支所長	近 藤 進

欠席参与 なし

事務局職員

議会事務局長	藤 田 康 志
書 記	茂 刈 立 也

審議の経過（要点記録）

開会 13時00分

○委員長（中野祥太郎）

それではただ今より、行財政改革等特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、7名全員でございます。本日審議していただくのは、先ほど付託されました議案のなかの、議案第5号、阿武町副町長定数条例の1件でございます。1件ではございますが、慎重なるご審議をよろしくお願いします。

審議に入ります前に、町長のご挨拶をお願いします。

○町長（花田憲彦） この5月から町長に就任いたしまして最初の議会ですが、今日この議案第5号を先に審議いただきます。今日、提案理由もご説明しましたが、思いの中で平成の大合併からの経緯の中で、この必要性を感じていたところでございます。私の思い入れの強い条例でございますので、ご審議の上、ご議決いただければうれしいと思っています。

○委員長 続いて、議長をお願いします。

○議長（末若憲二） 今日は、先ほど付託した議案で、緊急を要するような議第であるということで、特別委員会の開催をお願いいたしました。町長の思いのこもっている議案でありますので、慎重なる審議をお願いします。

○委員長 審議に入る前に、会議録署名委員を委員長において指名させていただきます。3番、白松博之委員、4番、西村良子委員、お願いします。

○委員長 それでは早速、審議に入ります。議案第5号、阿武町副町長定数条例の審議に入ります。議案書の76ページでございます。質疑はありますか。

○5番 田中敏雄 助役制度が廃止されたのは、平成の大合併で阿武町が単独町政を選択し、健全財政を維持するための一つとして助役を廃止されたように思う。私も、町長一人で物事をやるには、難しい部分があると思う。議員としてそういったことを感じることも多々ありました。ただ、これがプラス1になりますと、

800万円近い経費が増えるといったところを、どのように考えておられるのか。

○町長 平成の大合併、三位一体改革というなかで、当時、これから後の地方交付税が大幅に削減されていくというふうなことが言われておりました。地方に権限を移す代わりに地方交付税を減らすという話があるような状況でした。そこで、どの程度地方交付税が減らされていくのか全く分からない状況の中で多くの町村が合併の方向に舵を切った状況でしたが、阿武町につきましては、それなりの基金等もありましたから、何とか単独行政になったところです。それにしてもそのままでは大変なことになる可能性が沢山あり、先行きが全く見えない状況の中で、議員さんの数も大きく減らされまして、更に報酬も大変少ない時期もありまして、農業委員、教育委員の数も減らしたように覚えています。大きな財政的な意味でそのようなことが行われたと思います。

そのような中ですが、県内の状況については私が把握している段階では、副町長、副市長、がいないのは現在阿武町だけです。この前まで、山陽小野田市の副市長が空席でありましたが、先月の23日に臨時会が開かれまして、可決されて今は副市長さんが就任されたというところです。山陽小野田市も、条例そのものはあったわけで、新聞等を見ますと2013年から財政的な理由で空席にしていたということでもあります。この前、新しく57歳の若い市長さんに代わられまして、副市長を設定されたということです。

阿武町においては、危機管理ということもありますし、例えば、町長が一人でもの事を全て決めていくというような、専横的な行政のあり方というものも、抑止していかなければならないというふうなことも含めて、副町長を置きたいということでもあります。

副町長につきましては、試算をしておりますが、給与・期末手当等を含めると大体900万円くらいになります。これが増えるということになりますが、単体で副町長を増やすということは、財政的な意味で大きな問題があると思っております。

して、私が考えているのは、今日議案第4号で課設置条例をご提案させて頂きました。今の総務課は、以前ありました企画課と合体したものになっております。今から定住対策を進めていく中で、まち・ひと・しごとの事業は、5年間で区切りではありますが、阿武町では永遠のテーマであるので、1つの課を立ち上げて、町民に態度で示して、腹を据えて取り組みたいと考えているので、そういった名称の課を作るといったことも大事だと思ったところです。今ある総務課を、行政、財政の部分は総務課のままで、昔の企画部門の広報統計、まちづくり、これを1課立ち上げて、まちづくり推進課という形でやっていくということに考えています。総務課長の仕事そのものは、企画部門は外れます。ということで、私は副町長を総務課長の事務取扱をさせようと考えていますので、実際には事務が一人増えるのではなく、総務課長のレベルの人の給料が大体740万円から760万円なので、150万円くらい増えるということになりますが、丸々900万円増えるということではないというふうにご理解いただけたらと思います。

○委員長 その他ありませんか。

○3番 白松博之 副町長を置くことは賛成だが、職員と副町長兼任というのはむりなのではないか。任期は4年と思うが、人件費の問題もあると思うが職員との兼任には違和感がある。

○町長 できれば総務課長も置きたいところではありますが、取り敢えずはやってみて無理があるようならば、考えていきたいと思います。今は、町民の方のご理解を得ながらやりたいと考えています。丸々給料が増えていくというのは、なかなか町民の皆さんの理解が得られないのではないかと思います。取り敢えずはやってみて、無理があるようならばその時に、任期途中でも総務課長を置くように人事異動すれば良いのではないかと考えています。取りかかりとしては兼務のような形でいくのが町民の理解が得やすいと思うし、金額も150万円増えるだけで企画部門を外すので、事務量も減ると思います。

○委員長 よろしいですか。

○6番 小田達雄 副町長は特別職なので、いつまでも総務課長事務取扱というわけには行かないと思うが、目先は150万円で済むがどのみち総務課長を置くことになると思う。

○町長 いつまでも兼務ということは現実的では無いかもしれませんが、仕事はその時代に応じていろいろなものが現れては消えていくこともありますから、現行の総務課長の仕事を何処までやっていくか、いうことによっても変わってきます。繰り返しになりますが、一度に新規に900万円のものをとということではなく、町民のご理解を得ながらということで、事務取扱ということでやってみて、状況を見ながら、難しいようであればそれはそれなりの判断をするしか無いと思います。取り敢えずやってみるということです。

○委員長 よろしいですか。

○議長 いいですか。

○委員長 はいどうぞ。

○議長 小田委員さんが言われたように、副町長は特別職で、総務課長は職員なので、兼務はできなくて総務課長がいないので事務を取り扱うということになる。総務課長は職員の中で一番上なので、各課長から相談を受けたりするわけだが、総務課長という人がいないというのはどうなのか。

○町長 先行事例もいろいろありますが、職は職として、表現する場合は総務課長事務取扱となりますが、阿武町以外にも同じように考えているところがありまして、行政実例が出ています。その一番適当であると思えるところを採用していきたいと思います。いまは総務課長事務取扱副町長で考えています。

○6番 小田達雄 特別職として扱うなら、そのような扱いになるしその辺りをはっきりさせておかなければならないのではないかと。

○町長 特別職が下の仕事をやる。総務課長の事務取扱ということになる。もち

ろん特別職ということになります。

○1番 小田高正 以前は健全財政を堅持するため手法として企画課と総務課が統合して業務を行っていたが、新町長になられて「打てば響く」という町政をやっていくという中で、この案については、皆さんは、ほぼ賛成という格好のようですが総務課長の取扱については宿題のように思われます。町長は、きちんとした方針が必要で、町民の皆さんは、副町長がどのような権限と責任を持って動いていくのか、そういったところも見ると思う。町長はトップセールスをしていく、副町長は今からどのような権限で何をしていくのか、というようなメッセージが必要と思うがどのように考えているか。

○町長 町長は外に出て、トップセールスをしていきたい。県外出張も多いですが、そういったときに災害や、予測も付かないことが何かあったときに、通信もできないようなときに、現場で家を守っている副町長は、きちっと指示ができる。自衛隊出動要請も判断できる、そういったことは特別職でなければできないことと思っております。副町長の制度の中に特認事項については、決裁権限そのものを与えるというのもあります。

○2番 長嶺吉家 個人的には、兼務の形を取ってほしくないです。副町長は副町長であるべきだと思います。行政の事務を考えたときに、それぞれ課長さんが各課を束ねていると思いますが、それを束ねる上の人がないということになる。行政事務を統括する総務課長であり、戦略的にまち・ひと・しごと等のプロジェクトチームの頭として、束ねる人が副町長だと思います。ですから財政的なことは二の次にして、単独で副町長をお願いできたらと思う。財政的なことが気になれば、課長を任命されればいいので、出発でいろいろな兼務してくると後から外すのが大変になるので、副町長一本をお願いしたい。給料の差額で考えてほしくないと思う。

○6番 小田達雄 特別職と職員とは、はっきり分けておくべきだろう。特別職

は特別職だろう。課長は別になと思う。

○5番 田中敏雄 花田町長が、この様に提案してきたのだから、これから単独町政で、阿武町の存在感をつくるために、腹をくくっての提出だと思います。したがって、やってみないと分からない。今からの町づくりはみんなここにあると思う。成功先行事例がない。それを今から、阿武町らしさを町民が考える。そして一緒になって町を創る。一步踏み出すには何か、無いことをしていかないと新しいことは生まれてこないと思います。事務取扱のことは執行部、町長の中で十分検討してもらったらいと思う。

○委員長 よろしいですか。

○町長 副町長を設けるという中で、ご意見として二つあって、副町長と総務課長を別々に設けるということですが、私はこのことは、経費的なことを考えると町民の方のご理解が得られないのではないだろうか、という思いがありまして、当面は兼務でやっていくということですが、もう一方で別々で、設けて良いのでは無いかということで、元々の副町長を置くという趣旨が、住民の方にご理解いただけるか、ということがあるので大変迷うところです。

今の話しからいくと、総務課長を置けば、仕事が増えて、職員が減るのですが、当面は事務取扱で進めて行きたいと思います。その中で、やはり一人置くべきだということになればそれは、人事の中で総務課長を置けばいいので、採用も考えられます。当面はやらせていただいて、来年度からそう判断すれば、そのようにさせていただくということでお願いします。

○4番 西村良子 町民の方の理解が得られないというのは、経費の部分もあると思うが、花田町長の思いを出されたなかで、むしろ町民の方が分かりにくい、と思う。日頃は総務課長の仕事で、町長不在の時は代行してというようなことで、かえって住民の方に分かりづらいと思います。副町長は、副町長。総務課長は、総務課長の方が分かりやすく良いのではないかな。思いを住民の皆さんにしっかり

り説明されるのが良いのではないか。

○委員長 いろいろ賛否両論出てきましたが、いろいろな意見の中で住民感情はどうだろうということで、まず前に進むということで、住民サイドから何かあれば再度検討ということで、町長から出ておりますから、まずは変えることが先ではないかと考えています。町長の案でやってみて1年後にまずいぞ、となれば変えるという意見ですので、どうでしょうか。

○町長 いまこのまま移行したときに、一番気になるのが住民の方々は財政の話しをされるので、一人増えるではないかということになる。説明はしても感情があるので説明だけではなかなかご理解いただけないのでは無いかと思っています。900万円増えるという点だけで取られると非常に厳しいので、折衷案的に取り敢えず来年の3月くらいまでは、事務取扱でやってみたい。事務取扱なので未来永劫というわけにはならない。過去にも助役が事務取扱をしたこともあるので、取り敢えずやってみるということです。皆さんのご意見を聞いたら、半分くらい迷うところです。

○2番 長嶺吉家 組織が一番大事なことですし、人が仕事をしますし、町長がいい方向で考えられたらいいと思います。個人としたら単独で設置すべきとは思いますが。

○町長 取り敢えず副町長は設置するというご了解を頂いた中で、今の課題となることについては、もう一度考えてみます。

○委員長 それではこの議案については、副町長を兼任するとかとうことはないので、後はよく考えてもらって判断していただくということで、採決をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第5号、副町長定数条例は、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第5号、阿武町副町長定数条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○町長 今後本会でも説明いたしますが、これからの段取りを説明したいと思います。

○総務課長 選任同意案件等につきましては、この条例が可決され施行されないと提出できないので、特別職の給料についても、特別職給料等審議会条例第2条による審議会での意見を聞く必要があることから、今後の予定をご説明します。

議決を頂きましたら、定数条例を公布施行いたします。議会最終日まで、特別職報酬等審議会に諮問いたします。審議会から答申を受けるということになります。そして、議会最終日に町長給与等の条例の一部改正と、選任同意案を追加で上程させていただくということになりますので、よろしくお願いします。

○町長 ご議決いただいて、報酬審を開いて、副町長の給料の条例の改正をご議決いただいて、追加して、人事案件を出すという段取りです。

○委員長 1議案でありましたが、以上で審議を終了し、行財政改革等特別委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

閉 会 13時42分

阿武町議会委員会条例第26条の規定により署名します。

行財政改革等特別委員会委員長 中 野 祥 太 郎

行財政改革等特別委員会委員 白 松 博 之

行財政改革等特別委員会委員 西 村 良 子